

第6期男女共同参画審議会におけるプラン改定スケジュール

日程	審議会	「第3次兵庫県男女共同参画計画(仮称)」	国の動き
平成26年 10月	県民モニター意識調査実施		「第4次男女共同参画基本計画」 策定スケジュール・検討体制
平成27年 2月	第6期委員決定		[10月]「基本的な考え方」諮問 ↕ 「3次計画」のフォローアップ
3月	【第1回全体会】 〔・審議の方向性 ・政策部会の設置 ・県民モニター調査結果検証 ・現行計画の評価 等〕	・審議会委員の意見等を踏まえ、現状認識、課題等再整理 ・国等の動向確認 ・次期計画の骨子素案作成	[1月] ↑ 「基本的な考え方(素案)」検討
7月	<第1回政策部会> 〔・次期計画骨子案検討 ・具体的施策の項目別内容検討〕	・部会委員の意向、国の動き等を踏まえ、骨子案整理 ・具体的施策の項目別内容検討	↓ [5月]「基本的な考え方(素案)」決定 ↑ 「パブリックコメント、 地方公聴会」を実施
9月	【第2回全体会】 〔・次期計画骨子案検討 ・具体的施策の項目別内容検討〕	・審議会委員の意向、国の動き等を踏まえ、骨子案再整理 ・次期計画の素案検討	↓ [7月]「基本的な考え方」答申
10月	<第2回政策部会> 〔・次期計画素案の検討〕	・部会委員の意見等を踏まえ、計画素案再検討	
11月	【第3回全体会】 〔・次期計画素案の検討〕	・審議会委員の意見等を踏まえ、計画素案再検討	
12月		・パブリックコメントの実施 ・パブリックコメントを踏まえ次期計画最終案を作成	
平成28年 1月	<第3回政策部会> 〔・次期計画最終案検討〕	・部会委員の意見等を踏まえ、計画最終案再検討	[12月]「4次計画」諮問・答申 → 閣議決定
3月		次期計画の決定	

(国の動向等)

1 第4次男女共同参画基本計画（国）の策定

第3次計画（H22～H26）終了に伴い、第4次計画（H27～H31）を策定予定。現在、平成27年12月の閣議決定に向け作業中

（第4次男女共同参画基本計画の構成案）（H27.2.26計画策定専門調査会起草ワーキングチーム会議資料より）

あらゆる分野における女性の活躍	①男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍 ②政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ③雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 ④地域、農山漁村における男女共同参画の推進 ⑤科学技術・学術における男女共同参画の推進
安全・安心な暮らしの実現	⑥生涯を通じた女性の健康支援 ⑦女性等に対するあらゆる暴力の根絶 ⑧困難を抱えたあらゆる女性が安心して暮らせる環境の整備
男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑨男女共同参画の視点に立った各種制度・慣行等の見直し ⑩教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進 ⑪男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立 ⑫男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（H27.8.27成立、9.4施行）

(1) 法の目的

働く場面において女性が力を十分に発揮できているとはいえない現状を受け、自らの意思によって職業生活を営む女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

(2) 法の主な内容

- ア 地方公共団体における「女性の職業生活における活躍についての推進計画」策定（努力義務）
- イ 国・地方公共団体・民間事業者における「事業主行動計画」の策定等（労働者300人以下の民間事業者は努力義務） ※詳細は以下のとおり
 - ① 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき次条についての分析
 - ② ①の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定、公表等
 - ③ 女性の活躍に関する情報の公表
- ウ 国や地方公共団体等における女性活躍推進に係る取組みに関する「協議会」設置（任意）
- エ その他
 - ・公布日施行（事業主行動計画の策定のみ、H28.4.1施行）
 - ・10年間の時限立法

3 すべての女性が輝く政策パッケージ

平成26年10月3日、「すべての女性が輝く社会づくり本部」（本部長：総理、本部員：全閣僚、事務局：内閣官房「すべての女性が輝く社会づくり推進室」）が設置され、同月10日、来年春頃までに早急に実施すべき施策を「すべての女性が輝く政策パッケージ」として決定